

4. 補足説明

【社外取締役の独立性に関する判断基準】

当社における独立性を有する社外取締役とは、東京証券取引所の定める社外取締役の独立性の基準を充足するとともに、現在または最近（※1）において、以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- (1) 当社グループを主要な（※2）取引先とする者またはその業務執行者
- (2) 当社グループの主要な（※2）取引先またはその業務執行者
- (3) 当社グループから役員報酬以外に多額（※3）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう）
- (4) 当社グループから多額（※3）の寄付等を受けている者またはその業務執行者
- (5) 当社の主要株主（※4）またはその業務執行者
- (6) 次に掲げる者（重要でない者（※5）を除く）の近親者（※6）
- (ア) 上記（1）から（5）に該当する者
- (イ) 当社のグループ会社の業務執行者および業務執行者でない取締役

※上記における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (※1) 「最近」：
実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
- (※2) 「主要な」：
直近事業年度の連結売上高（当社グループの場合は連結業務粗利益）の1%以上を基準に判定する
- (※3) 「多額」：
過去3年平均で、年間1,000万円以上
- (※4) 「主要株主」：
議決権比率10%以上
- (※5) 「重要でない者」：
「会社の役員・部長クラスの者や会計事務所・法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士等」ではない者
- (※6) 「近親者」：
二親等内の親族

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。